

全設健発第 398 号
令和 2 年 3 月 18 日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合
理 事 長 内 田 勝 巳
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

謹啓 早春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の取り扱いについて、厚生労働省から下記のとおり運用が示されましたのでお知らせいたします。

記

1. 傷病手当金は、被保険者が業務外の病気やケガで療養のため仕事を休み、給料等が受けられないときに支給される保険給付で、療養のため仕事ができない状態であったか否かについての判断は、医師による意見書を参考に保険者（健保組合）が行います。
2. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきましても、原則、前述のとおり、医療機関を受診され、医師の意見書の添付を必要としますので、発熱などの自覚症状がないまま予防的に仕事を休んだ場合等については、傷病手当金は支給されません。
3. ただし、やむを得ない理由（体調悪化等）により医療機関を受診できず、医師意見書を添付できない場合は、事業主による療養のため仕事ができなかった旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合には、傷病手当金を支給することが可能となります。

詳細につきましては、個々の事例に応じてご説明いたしますので、やむを得ない理由により医師意見書を添付することができない被保険者の方がいらっしゃいましたら、下記担当課までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

謹白

＜お問合せ先＞

全国設計事務所健康保険組合
第二業務部 給付課
03-3404-7344